

みその訪問介護サービス 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人美竹会が開設するみその訪問介護サービス（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所に従事する介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条削除

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 みその訪問介護サービス
- (2) 所在地 豊川市金沢町稻場 7

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務訪問介護員）

管理者は、事業所の従業者管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 4名

（常勤専従職員 3名（介護福祉士 2名、介護職員基礎研修課程修了者 1名）非常勤職員 1名（介護福祉士 1名））

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護・指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護計画の作成及び訪問介護員等に対する技術指導等を行う。

- (3) 訪問介護員 計32名

介護福祉士13名（常勤専従職員 3名、常勤兼務職員 1名（管理者兼務）、非常勤専従職員9名）
介護職員基礎研修課程修了者 1名（常勤専従職員 1名）

訪問介護員養成研修 2級課程修了者 18名（常勤 1名、非常勤専従職員 17名）

訪問介護員は、指定訪問介護・指定介護予防訪問介護の提供の他、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎日とする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前7時から午後10時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次の各号のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 削除

2 第10条の通常の事業実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所の実施地域を越える地点から、片道5キロメートル未満 1,000円
- (2) 事業所の実施地域を越える地点から、片道5キロメートル以上 2,000円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護の提供を行っているときに、利用者の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業者は、利用者及び障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、訪問介護員等はサービス提供中に利用者に対する虐待等を発見した場合は管理者に報告しなければならない。

2 管理者は前項の報告があったときは直ちに事業者に報告するとともに居住する市町村に通報するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、豊橋市、豊川市、新城市的区域とする。

(損害賠償義務の免除)

第10条 事業所は常に利用者の安心、安全なサービスの提供に努めるが、次の各号に該当する事故にかかる損害賠償責任は免れるものとする。

- (1) サービス実施を原因としない利用者の急激な体調の変化等、心身に関する不測の事態に起因して発生した事故
- (2) 地震・落石又は台風若しくは戦争その他の変乱、公権力の行使等、事業所の責任によらない事由により発生した事故及びサービスの実施が不可能になったことにより生じた事故
- (3) その他、社会通念上やむを得ない事由によりサービス実施が不可能となり生じた事故

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月位内

(2) 繼続研修 年2回

2 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

3 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、訪問介護員等でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、訪問介護員等との雇用契約内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人美竹会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

この規程は、平成18年3月1日から施行する

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。